

国際離婚

——国際的な子どもの連れ去り——

2007/3/1

報告者：阿部宏央・笠原直樹・法田佐智子・山田佳奈

目次

1. 国際離婚の現状

日本における国際離婚の現状と国際離婚の際における問題点の一つである「親による子供の連れ去り」問題についてとりあげる。日本ではあまり認知されていない子供の連れ去りがどのように起こり、どのような結果になっているかをあげる。

2. 子供の奪取に関する条約

子供の連れ去りに対しての国際条約「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」の概要について述べる。また、他国からの批判をあげながら日本が批准しない理由をふまえて考察する。

3. 現場と私見・まとめ

実際に当事者には日本ではどのような対応がなされ、現状ではどのような解決策がとられているのかを実際の現場から調査する。

最後にこれまでに調べたことから自分たちの考えをまとめ、国際離婚における子供の連れ去りに対して、日本がどのような対策をとるべきであるか（条約に対してどのような姿勢をとるべきか）を考える。

1. 国際離婚の現状

1. 国際離婚とは

国際結婚とは国籍の違うもの同士が結婚することを言い、彼らによって行われる離婚が国際離婚である。ここではその中でも特に一方が日本人でもう一方が外国人である場合の国際離婚について中心に扱っていく。

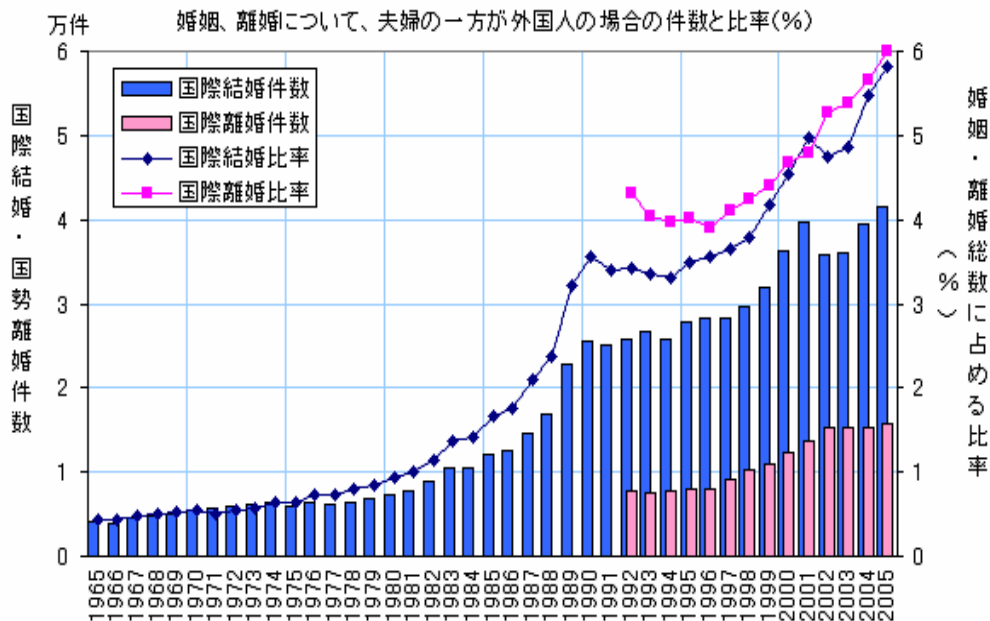
2. 国際離婚の動向

近年のグローバル化に伴い国際結婚は急激に増加している。それとともに、国際離婚も当然に増加している。

- ・2005年度の日本全体の婚姻件数が約71万組に対して離婚件数が26万組である。
- ・同年の国際結婚は約4万件で国際離婚は約1.6万件となっている。

このことから全体の数に対して国際結婚・離婚ともに比率は両方ともおよそ6%で、国際結婚が日本人同士の結婚に比べて割合が多いということはないことを示している。しかし、国際離婚に際して起こる問題は、国による制度的な違い等により、日本人同士の離婚と比べて複雑な問題となることが多い。

国際結婚の動き



(資料)厚生労働省 2005年人口動態統計より

<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/1190.html>

3. 国際離婚の問題

国際離婚に際して起こり得る問題としては、国籍問題、国家間における裁判の管轄問題、子供の養育費の取り立て問題、親による子供の連れ去り問題・出国問題などさまざまなものが挙げられるが、ここでは日本ではあまり認知されていない親による子供の連れ去り問題について考察したい。

4. 親による子供の連れ去り

子の連れ去りとは、ヨーロッパでは80年代から、アメリカでは90年頃から注目されてきていて、実際に日本でも起こってきている問題であるが、国際結婚後どちらかの国に

住み、現地で子どもを育てている夫婦が離婚をした際に、一方の親が無断で自国に連れ帰ってしまう問題のことである。

例えば、結婚後、日本国内で生活していた場合では、日本で暮らしていた子供が外国人配偶者によって国外に連れ出されること、海外で生活していた場合では、日本人配偶者によって日本に連れ出されるといったことを意味する。

また、日本国籍以外の者同士の国際離婚の場合であっても、連れ出す国として日本が選ばれることもある。

●子供の連れ去りが起こる現状

親権や監護権（※注1）問題にかかわらず、離婚に伴って片親がもう一方に無断で子供を国外に連れ去る場合が多い。しかし、理由として夫のDVなどの家庭内問題から避難するために子供を連れ出すこともあり、一概に子供を連れ出す方が完全に悪いとは言い切れない現実もある。

他にも仮に海外の裁判で親権を獲得したとしても、国によっては子供が住んでいる国が母国とみなされ、その国に住むことを前提として離婚裁判が行われるため、子供のパスポートを裁判所が保管し、裁判所の許可なく国外に連れ出してしまった場合、誘拐に問われるというケースもある。

またアメリカにおいて共同監護となった場合には、一方の配偶者に無断で子供を国外はもとより、州外に連れ出すことさえも許されず、子供が成人するまでは誘拐罪に問われることになる。

(※1)

親権は「身上監護権（子の身分上の監護教育）」と「財産管理権（子の財産管理）」から構成され、前者がいわゆる「監護権」であり、後者が（本来の親権から監護権を除いた）狭い意味の親権である。

英国を除く多くの先進国では共同親権が認められているのだが、日本の民法では認められていないため離婚に際して父母どちらが親権者となるかということについて争われるケースが非常に多い。

●子供の連れ去りの問題点

日本人同士による離婚の場合においても子供の連れ去りは起こり得るが、国内であれば、子供の生存を確認することや裁判を起こして取り戻そうとすることは可能である。しかし、国外への連れ去りとなると問題はさらに複雑になる。

I) 複数国が関係しているため、どの国の裁判所が問題を裁くのかという裁判管轄の問題やどの国の法を適用するかという準拠法の問題が起こってくる。他の問題の場合には一般的に子どもの現在の所在地や居住地が大きな判断要素となるのだが、この問題の場合、子供の連れ去りが行われる前後どちらの所在地や居住地で判断すべきなのかということが問題となる。

II) 連れ去り以前に暮らしていた一方の国において既に子の監護についての判決が下されている場合、他方の国の裁判所がその判決をどのように考慮に入れるべきかという問題がある。この問題に関しては、時間の経過や環境が変化したことを理由として以前下された判決は、現在の状況では子の福祉に適合的でない判断される場合が少なくない。

以上のように国内での連れ去りの場合より問題が複雑であるといえる。実際に日本でも子供の連れ去りとして裁判で争われたケースもある。

<日本に連れ去られた事例>

・最判 1985 年(昭和 60 年)2 月 26 日 家月 37 卷 6 号 25 頁

妻 A (伊) に無断で夫 B (日) がイタリアから二人の子 C1 (当時 11 歳) と C2 (当時 5 歳) を日本に連れ帰った事案において、A が日本の裁判所に人身保護を求めたものである。

一審の東京高裁判決は、A の請求を棄却した。すなわち、C1 については、すでに 13 歳に達して状況を弁識する意思能力を有しており、自らの意思で B の監護に服していると認定されるので、人身保護法 2 条にいう「拘束」がないものと判断し、また、C2 については、来日後 2 年 7 ヶ月を経過し現在の環境に順応していることなどから、離婚に伴う親権者指定などの最終決着までの間、B 監護下での現状の生活を継続させることが C2 の福祉により適うと判断したのである。A から上告し、C1 について「拘束」があること、拘束開始の態様等から見て拘束が違法であること、原判決は、イタリアの裁判所が B による連れ去りの直後に下した緊急的・暫定的な命令を不当に無視

していることなどを主張したが、最高裁判決は、これらの主張を退け、上告を棄却した。

(問題点)この事例においては、夫が無断に連れ去った上に、イタリアの裁判所から子供を妻の監護に付するという趣旨の命令が出ているにもかかわらず、夫の監護下での子供の生活を認めるとしている。日本の裁判では時間がかかりすぎる傾向があるので、判決が出る頃には子供も日本の生活に馴染んでいるといえ、現在の法律では裁判で子供を取り返すのは難しいといえる。

<日本から外国に連れ去られた場合>

・東京地裁民事九部人身保護研究会

「東京地裁における人身保護請求事件の処理状況」 1990年(平成2年)第9号

父親が母親の同意を得ずに8歳と9歳の子をフランス居住の弟夫婦に預けてしまうという事例で、人身保護請求事件の手続を進行させることが困難であることなどから裁判所の勧告により、申立を取り下げた。その後、母親とその弁護士が渡仏し下校途中の子らを実力で日本へ連れ帰ったため、今度は、父親とその弟夫婦から人身保護請求の申立がなされた。その請求事件の継続中に、父親側子のうちひとりを実力でフランスに連れ去ったため、さらに母親から人身保護請求が申立てられた。

最終的に、この二件の人身保護請求事件は併合されて、父親と母親が一人ずつを育てる旨の和解によって決着を見た。

(問題点)この事例において、まず人身保護請求手続きは、少なくとも子が裁判所に来ないことには、強制的に引渡が得られず、実効性に乏しいといえる。また自国で裁判を起こしても子供が相手国などにいる場合では手続に時間がかかること等から取り戻すことは難しいと考えられ、連れ去られた現地の裁判所で訴訟をすることになるが、相手の所在がつかめないことや裁判制度のちがひ、また、子供の環境への適応などの福祉面が考慮されることから簡単にはいかないうえに自力で連れ戻すにしても国によっては誘拐とされる可能性もあるため、結局は和解などによって解決するしかなくなってしまう。

世界ではこうした複雑な国際的な子供の連れ去り問題を解決するために1980年にハーグ国際私法会議で「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」が採択された。ハーグ国際

私法会議で採択された「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」では、一方が外国へ子供を連れ去った場合には、もう一方の養育権を持つ親が自国の政府などを通じ子供の返還を求めることができ、返還を請求された国がこの条約の批准国であれば、相手国の返還要請に応じる必要がある。

- ◆参考文献：松尾寿子 『国際離婚』 集英社 2005
- 早川眞一郎 『国境を越える子の奪い合い(一)』
法政論集 164号 49頁 1996

2. 子供の奪取に関する条約

1. 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約

国際化の進み、1970年代に国境を越える子の奪取が注目を集めるようになったことに応じて、1980年10月25日にハーグ国際私法会議（61カ国で構成）において「国際的な子の奪取の民事面に冠する条約」が作成された。1983年12月1日発効。20年以上たった今、この条約はその迅速な子の返還システムにより、ハーグ国際諸条約のなかでも最も成功を収めたものとして高く評価されている。

☆ハーグ国際私法会議とは☆

オランダのハーグに本部を置く。各国の国際私法は、非常にまちまちであり、そのため、ある事件がどこの国の裁判所で問題になるかということによって裁判の不統一が生じてしまう。そこで各国の国際私法をできる限り統一する目的で、1893年、オランダ政府が提唱し、第一回の会議が開かれた。この会議は当初、14カ国の加盟国で発足したが、現在では61カ国となっており、主要国はほぼ加盟している。日本は1940年の第四回の総会以来ずっと代表を送っている。

☆ハーグ奪取条約概略☆

この条約は、条約前文、一条によりハーグ奪取条約の締約国に常居所を有していた一六歳未満の子が、別の締約国へ不法に連れ去られたあるいは留置された場合、子を直ちに元いた国へ連れ戻すために適用される。

そのための専門の機関として、二条に基づき各締約国は「中央当局」を設置し、申立ての転達や子に関する情報交換を迅速に進める。最終的には、子が現存する国の裁判所が返還命令を奪取した親に下し、子供が返還されることになる。

この中で、条約の目的を実現するために中心的な役割を果たすのは、各締約国が指定する「中央当局」、および各締約国において子の監護（子供の引渡等）に関する事項につき権限を有する「司法機関または行政機関」である。

中央当局は各締約国にあつてこの条約実施のための対外的・対内的な連絡調整の役割を果たすための機関である。例えば、米国では国務省の市民領事サービス部門、フランスでは司法省の国際司法共助部門、イギリスでは大法官などが指定された中央当局の機関となっている。中央当局の任務においては、条約の目的（子の迅速な返還等）を実現するために必要なあらゆる活動を行うことが求められる。また中央当局は、子の返還に関して、奪取された側の親からの申し立ての受理、子の所在地国の中央当局への申立転達、任意返還の斡旋・調整等の任務を遂行し、また場合によっては申立人の代理人として行動することもある。

このように、中央当局はきわめて広範囲に重要な役割が与えられているが、注意点として、次の2点がある。第一に、子の返還請求を審理して子の返還を命ずるのは中央当局ではなく、各国の「司法機関または行政機関」であること。中央当局は、あくまで子の返還のための連絡調整・環境整備を行うに過ぎない。第二に、この条約に基づく子の返還を実現するためには、申立人は必ずしも中央当局を経由する必要はなく、直接に子の所在する国の司法機関または行政機関に返還の請求をしてもよいということ。

このような、条約を運用するために各締約国の中央当局と司法機関・行政機関という2つの組織が主要な役割を担うシステムを「混合システム」という。

これら一連の手続の中で、監護権そのものの判断はいわば留保されつづけるという点が、この条約の最も特徴的な点といえる。子の現存国の裁判所は、監護権がどちらにあるのかが不明確であるということなどを理由に返還を否定することは許されない。むしろ、子の常居所となっている国で監護権の判断をするために、子をいったん元の環境に戻すというのが条約の趣旨となっている。したがって、返還を求める親が、何らかの形で監護を実施していた必要はあるものの、最終的な監護権者だとは限らない。

しかしながら、人権や基本的自由などの受諾国の基本原則に明らかに反し、子が連れ去られたのが正当であると司法当局・行政当局が判断した場合や、連れ去った側の親が、連れ去られた側の親の同意を得ていたなどの証明を期限内に行うことの出来た場合などは返還請求を却下することも可能となっている。

これらの趣旨により、なによりも迅速性に重要点をおくことが可能となったこのシステムは、現実的に世界の多くの地域で実効的なものとして受け入れられている。

2. 国際的な子の奪取の民事面に関する条約

①目的

- a) 不法に、いずれかのハーグ奪取条約の締結国に連れ去られた、又は、不法にいずれかの締結国に留置された子の迅速な返還を確保すること。
- b) ある締約国の法律に基づく監護権、及び面接権が、他の締約国において効力あるものとして尊重されるようにすること。

- * 監護権：子の身上の世話に関する権利、特に子の居所を決定する権利
- * 面接権：ある一定の期間、子を常居所以外の場所に連れて行く権利を含む
- * この条約に基づく、この返還に関する決定は、監護権の問題に影響をあたえない。

②ハーグ奪取条約の適用要件

- a) 奪取（不法に連れ去り、又は留置）された子が、16歳以下であること。
- b) 子が奪取される直前に常居所を有していた国の法律に基づき、個人、施設、その他の機関が共同で又は単独で有する子の監護権を、奪取することによって侵害した場合。
- c) その奪取の時に、その子の監護権が共同で又は単独で現実に実施されている場合、又はその奪取がなかったらその子の監護権が共同で又は単独で現実に実施されていたであろう場合。

③批准国における条約適用時の義務

- a) いずれの締約国も、この条約により負う義務を履行するため、中央当局を指定する。
- b) 中央当局は、子の迅速な返還を確保するため、及びその他の目的を実現するため、互いに協力し、かつそれぞれの国の権限当局間の協力をする。
- c) 中央当局は、次の事項を行うため、直接または代理機関を通じて適切な措置を取る。
 - 1、奪取された子の所在を発見すること。
 - 2、仮の措置を取り（取らせ）、子に及ぶ今後の危険を防ぎ、又は利害関係人に及ぶ今後の損害を防ぐこと。
 - 3、子の任意の返還を確保、又は示談による紛争の解決に便宜を与えること。
 - 4、適当とされる場合には、子の社会的背景に関する情報を交換すること。
 - 5、この条約の実施に関連する自国の国内法につき一般的な情報を提供すること。

- 6、子の返還を受けるために相当と認める場合には、面接権の内容を定め、又はその効果的な行使を可能にするため、裁判所又は行政上の手続きを開始し、又は開始するための便宜を与えること。
- 7、相当と認める場合には、弁護士の参加も含め、訴訟上の救済及び助言を与え、又はそれらについて便宜を与えること。
- 8、必要かつ適当な行政上の手続きをとり、子の無事な返還を確保すること。
- 9、この条約の実施に関する情報を交互に交換し、出来る限り、適用の障害となるものを取り除くこと。

④申立の方法

監護権の侵害によって、子が奪取されたと主張する個人・施設・その他の機関は、子の常居所の中央当局又はその他の全ての締約国の中央当局に対して、子の返還を確保するための援助の申立をすることが出来る。

◎ この申立に記載しなければならない事項

1. 申立人、子、子を奪取したとされる者の特定に関する詳細
2. 判明する場合には、子の生年月日
3. 申立人が子の返還を請求する理由
4. 子の所在及び、子と一緒にいるとされる者の特定に関する可能な限りの全ての情報

◎必要な書類

1. 関係する決定又は合意の認証謄本
2. 子が常居所を有する国の監護権に関する法律について、その国の中央当局、その他の権限当局が作成した証明書又は宣誓供述書
3. その他の関係文書

⑤返還請求の期限

- a) 子が奪取に会い、かつ、子の存在する締約国の司法当局又は行政当局に事件が係属した時において、奪取の日から一年が経過していない場合には、当該司法当局又は行政当局は、直ちに子を返還するように命じなければならない。
- b) 司法当局または行政当局は、前項に規定された一年が経過した後に事件が係属した場合においても、子が新しい環境になじんだことが証明されない限り、子の返還を命じなければならない。

⑥子の返還申立の却下事由

- a) 受託国の司法当局または行政当局が、子が他国に連れ去られるのに正当な理由があるとした場合
- b) 子の返還を拒んでいる個人・施設・その他の機関が次に掲げる事項を1つでも証明した場合。
1. 子の身上の世話をしていた個人・施設・その他の機関が、奪取の時に現実に監護権を行使していなかったこと、連れ去りもしくは留置に同意していたこと、又はその後承諾したこと。
 2. 子の返還が、子を肉体的又は精神的な危難にさらし、その他、子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。
- c) 子が返還を拒み、かつその意見を考慮にいれるのが適当である年齢及び能力に子が達していると司法当局又は行政当局が認めた場合。
- d) 返還が人権及び、基本的自由の保護に関する受諾国の基本原則により許されないものであるとき。

⑦条約の効力

- ・この条約を批准し、受諾し、承認し、又は加入する各国において、その批准書、受諾書、承認書、又は加入書の寄託の後、三番目の暦月の最初の日に効力を発する。
- ・この条約は、廃棄されない限り、5年ごとに黙示的に更新される。
- ・廃棄は5年の期間が満了する、少なくとも6ヶ月前にオランダ外務省に通告する。
- ・廃棄はこの条約が適用される領域のうち特定の部分に限定して行うこともできる。

英語正文（ハーグ国際私法会議HP）

http://hcch.e-vision.nl/index_en.php?act=conventions.text&cid=24

日本語版全文

<http://www.crnjapan.com/treaties/ja/hague-abduction-text.html>

3. 国際的な子の奪取の民事面に関する条約の締結国

- 締結国とは・・・条約に批准、加入、あるいは継承している国のことで、条約の実行と進捗状況報告の義務がある。
- ・批准国：条約を国会で審議、承認し国際的に宣言した国

- ・加入国：署名の工程を省きそのまま条約を受け入れた国
- ・継承国：現在は数カ国に分かれているが当時の国家の条約をそのまま受け継いでいる国
(チェコスロバキアや旧ソビエト連邦など)

●奪取条約を批准、加入、継承した国のリスト

☆批准国☆

- ・ハーグ国際私法会議構成国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、香港、マカオ、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセルブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、セルビア・モンテネグロ、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国、ベネズエラ

☆加入国☆

- ・ハーグ国際私法会議構成国

ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、チリ、キプロス、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、メキシコ、モナコ、ニュージーランド、パナマ、ペルー、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、スリランカ、ウルグアイ

- ・ハーグ国際私法会議非構成国

バハマ、ベリーズ、ブルキナファソ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、フィジー、グアテマラ、ホンデュラス、アイスランド、モーリシャス、モルドバ、ニカラグア、パラグアイ、セントクリストファーネイビス、タイ、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ジンバブエ

☆継承国☆

なし

計75カ国。

出展：ハーグ条約締約状況一覧

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/pilaj/hague2.html>

4. 批准国から未批准国（日本）への批判

子の奪取が世界各国で問題となり、1980年に国際条約（ハーグ条約国際的な児童の奪取の民事面に関する条約）が採決されたのだが、日本は未だにこの条約を批准していないというのが現状である。ほとんどの先進国が批准している中、未だに批准していない日本に対し各国から様々な批判が寄せられている。

「子供の権利委員会」からの勧告

「子どもの権利委員会」とは国連機関の1つであり、1989年に国連総会で採択され、日本では1994年5月22日に発効された子どもの権利条約を批准国政府が遵守しているかどうかをチェックするための会議である。国連子どもの権利委員会は、この条約に基づいて、各国政府から定期的に子どもの権利状況の報告を受けて審査し、勧告などの最終見解を出している。

子どもの権利委員会は2004年1月30日に開催された第946回会議において、日本に対して以下の最終所見を採択した。

詳しい内容については→ <http://www.nijiuro.org/takeda/policy/kannkokubunn.htm>

この他にも米国国務次官補、米保健福祉省長官、カナダ大使館大使などから日本に対して、国際的な子供の奪取の民事的側面に関するハーグ条約第28号(1980年)を批准するよう要求する文書を提唱している。

- ・マウラハーティ米国国務次官補の文書：
<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20051206-51.html>
- ・トミートンプソン米保健福祉省長官の文書：
<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20040322-50.html>
- ・マッケンジー・クラグストン臨時代理大使（カナダ大使館）の文書：
http://www.canadanet.or.jp/p_c/hague051203c.shtml

以上のような批判を受けているにもかかわらず日本が「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」に批准していない背景としては、日本においては片方の親がもう一方の親の同意を得ずいきなり子どもを連れ去っても、それが誘拐であるという感覚があまりなく、奪取された子供を強制的に返還するということは非常にまれなことであり、それは自主的になされるべきであると考えられていることや、日本の行政機関や司法機関には親権や監護権についての裁判所命令を強制的に執行する権限がないことから、批准するためには国内法を調整しなければならないことなどが考えられる。

3. インタビューと私見

2007年1月23日に大阪国際総合法律事務所を訪れ、松岡伸晃弁護士に国際離婚に伴う片親による子供の奪取について質問をした。

まず松岡氏が実際に担当した奪取問題の事例をうかがった。

アメリカに住んでいた日本人女性とアメリカ人男性の夫婦が、妻から夫への暴力を原因として、離婚裁判をしていた。子供の親権をめぐる争点で、夫の単独親権が決定しそうな状態だったので、妻は子供をつれて無断で日本へと帰ってしまった。そこで夫が追いかけてきて相談に来た。アメリカでの判決では夫の単独親権が決まったが、当法律事務所の勧めで、改めて夫が日本で裁判所を通じて人身保護請求をした。結果、裁判所は、妻へ引渡しをしなければ一日につき三万円の罰金を支払うよう要求した。しかし妻が応じなかったため、事実上、人身保護をする方法がなくなってしまう。そこで夫が日本の裁判所で面接交渉権を得ることで妻と和解するという形になった。

次にこの事件を担当するにあたり、生じた障害や苦勞を質問したところ、

- ・日本では親子という関係がある以上、奪取は家庭内の問題であると判断されることが多い。しかし、奪取問題を当事者が自力で解決することは禁じられているので、裁判手続きを踏まないと人身保護ができないこと。
- ・次に人身保護請求をしても、間接的な強制しか出来なく（例：引渡しをしなければ一日3万円支払いなさい）、直接的な強制をすることが出来ないため、被請求者が請求に応じなければ方法がなくなってしまう。よって、面接交渉権を得るなどして和解をすることくらいしか解決方法がないこと。

以上の2点を挙げられた。松岡氏はこの現状について、家庭内の奪取とはいえ、自力救済の行使には反対している。自力救済を認めることは、社会の秩序を乱すことにもつながり、正・不正関係なしに実力のある者が勝つという状態にもなりうる。さらにアメリカのように国によっては自力で奪い返すことが誘拐に問われることもある。

また、現在の法律上、目的は手段を正当化するわけではないので、直接強制の実行によって不当な手段がとられる可能性がある限り、直接強制が認められないことは仕方がないことだ、と述べた。ただし松岡氏は、間接強制しかできない現状では人身保護が達成困難であるので、直接的な強制手段も認めたほうがよいと付け加えた。

◆現場

訪問日：2007年1月23日

大阪国際総合法律事務所 松岡伸晃弁護士

TEL：06-6446-1123

<http://www.yamaintl.gr.jp/index.html>

●まとめ●

これまでの調査で、現在の日本では子供の奪取が行われた場合、根本的な解決策がなく被害者側が泣き寝入りすることとなるケースがほとんどであるということを私たちは再確認した。また、日本が関わる子供の奪取件数が徐々に増加している現状からも、迅速かつ有効な解決策が必要であると考えられる。ハーグ奪取条約を批准すれば、結果的に奪取に対して強制力をもつように国内法が改正されるので、国外および国内の奪取問題にも対応可能となるはずだ。このままの日本の法律では子供の奪取に対して有効な手段がとることができないという現状からも強制力を持つ法的手段はやむをえないであろう。このような現実を見据えた上で私たちはハーグ奪取条約を批准すべきであると考え、子の奪取においての一番の被害者は親と法に振り回される子供であり、子供のことを一番に考えているならば、親による身勝手な連れ去りは起こらないといえる。親による子供の連れ去りが世界で年々増加しているなかで、連れ去り後にどのように解決するかということも大事だが、子供のためにも親の身勝手な連れ去りの起こる根本的な原因をなくしていかなければならない。

◆参考リンク

Children's Rights Network of Japan CRN ジャパン

<http://www.crnjapan.com/ja/>

国際結婚の結末

<http://arabia.hp.infoseek.co.jp/index.html> - 001